

(第6号別紙)

令和2年度 第1回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 令和2年7月22日(水) 午前10時から午前11時35分

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠

出席者	浅野 さち	市川市議会 議員
(12名)	石原 たかゆき	市川市議会 議員
	中嶋 貞行	市川少年文化推進会議 副会長
	尾上 悦子	市川市民生委員児童委員協議会 副会長
	杉谷 裕通	市川市PTA連絡協議会 副会長
	田中 眞理子	市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長
	高梨 紀雄	市川市自治会連合協議会 常任理事
	高橋 大策	市川市青少年相談員連絡協議会 理事
	大塚 美江	市川市立平田小学校 校長
	藤井 義康	市川市立塩浜学園 校長
	米崎 勝則	道路交通部 次長
	鈴木 政文	街づくり部 都市計画課 課長

4 事務局

田中 庸恵	教育長
松丸 多一	教育次長
小倉 貴志	学校教育部 部長
石井 辰治	学校教育部 次長
新部 操	義務教育課 課長
椎名 美幸	義務教育課 主幹
石田 清彦	学校環境調整課 課長
安藤 徹哉	学校環境調整課 主査

他6名

5 会長挨拶 中嶋 貞行 市川少年文化推進会議 副会長

6 諮問 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針について

7 議題

(1) 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する
方針について

①通学区域の見直しに関する方針の「目的」と「活用方法」

②適正な通学区域 ～見直しの視点等～【素案】

- ③通学区域見直しの流れ【素案】
- ④宮田小学校 建替えに関する基本構想等の策定スケジュール
- ⑤宮田小学校の通学区域の見直し（第一次答申）までの流れ
- (2) 令和2年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況【報告】
- (3) 平成31年度在学年児童生徒の指定学校変更等の状況【報告】
- (4) 指定学校変更申請について

8 その他

○ 辞令交付

辞令交付式：開会前に、新任者に対し田中 庸恵教育長が辞令交付を行った。(尾上 悦子委員、米崎 勝則委員、鈴木 政文委員)

【中嶋会長】

只今から、令和2年度第1回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を開会いたします。

それでは、教育長から諮問を受けました議題(1)市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針についての①から③について事務局からご説明をよろしく願いたします。

【事務局】

学校環境調整課の石田です。これから説明に入りますが、詳細については担当の安藤からご説明いたします。

それでは、議長から説明がありましたとおり、はじめに議題(1)市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針についての①から③について説明させていただきます。右下のページ番号2「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針」というA3カラー刷りの資料をお願いいたします。はじめに、通学区域の見直し方針の概要をご説明いたします。まず、通学区域設定の意義についてです。学校教育法施行令では、就学予定者が就学すべき小中学校を指定することとしております。この指定に関しては、指定が恣意的に行われたり、不公平感を与えたりすることがないように、学校ごとに通学区域を設定しているケースが多く、本市でも適正な規模や教育水準の維持向上、学校と地域が一体となって子どもたちを育む体制を整えるため通学区域を設定しております。

次に、通学区域に関する市の方針と課題です。通学区域に関する主な方針としては、適正規模・適正配置に関する方針、義務教育学校の設置に関する方針、そして、コミュニティクラブの設置に関する方針があり、それぞれ、小中学校の連続性の確保、小中一貫・連携教育の推進、地域と連携・協働した教育の推進を目標として掲げております。通学区域についても、これらの目標に沿ったものとしていくことが求められておりますが、現状の通学区域をみてみますと学校規模に差があることや小中の通学区域が一致していないこと、地域の分断や通学路に危険性があるなどの課題を抱えております。これらを解決するため、教育委員会では、校舎の建替えを行う際を中心に通学路の安全性や自治会の区分などに留意しつつ、小・中学校の一致を目的として通学区域の見直しを検討することとしております。また、合

わせて、中学校ブロックにおける学びと育ちの連続した環境づくりと適正配置の効果を担保するため、指定校変更制度の在り方について見直しを進めることとしております。

これらの考えの基、各学校の通学区域の見直しを具体的に進める上での指針となる「通学区域の見直し方針」について、令和3年度中に策定してまいりたいと考えております。策定にあたっては、本日の諮問をスタートとして、当審議会より通学区域の現状や課題、適正な通学区域とするための見直しの視点、見直し方法や時期、経過措置などへご意見をいただきたいと考えております。そして、それらを取りまとめた見直し方針を答申としていただいた上で、教育委員会で決定してまいりたいと考えております。

次に、方針の構成です。まず、通学区域の現状と課題を整理し、それを踏まえ、適正な通学区域とするための見直しの視点を整理します。そして、見直し手法や手続き、時期や指定校変更制度の在り方などを整理します。この見直しの進め方に沿って、各学校の通学区域の再編案を作成し、これを基に各学校の建替えのタイミングで見直しに向けた調整を行います。

本日の審議会では、適正な通学区域とするための見直しの視点と見直しの流れについて、ご審議いただき、審議会としてのご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、右下のページ番号3「通学区域の見直しに関する方針の目的と活用方法」というA4の資料をお願いいたします。これから通学区域の見直し方針について、ご審議いただくにあたり、その前提となる、方針の目的と活用方法について、ご説明いたします。まず、方針の目的です。市川市では、適正規模・適正配置に関する方針に基づき、小中学校の連続性を確保するため、通学区域の見直しを検討することとしております。一方、見直しにあたり、重視すべき視点や見直しの流れなどが明確となっていないことから、どのように小中学校の連続性を確保するのか、具体的な見直し手法が定まっていないことが課題となっております。そこで、適正な通学区域とするための見直しの視点や見直しの流れなどを整理した上で、市全体として統一的な見直し手法を定めることで、各学校の通学区域を見直す際の指針として活用するものです。

次に、具体的な活用方法についてです。通学区域の見直しは、児童生徒の学校生活や地域活動へ影響があり、地域によって、環境や習慣など、様々な条件が異なる中で、それぞれの地域の実情に即した見直しが求められております。また、見直しが、児童生徒の充実した学校生活の実現や地域の活性化に繋がるよう、保護者や地域住民と十分協議しながら見直しを行うことが求められております。そこで、学校施設を建替える際に通学区域の見直しを行う必要がある場合は、この方針を基に、学校運営協議会と調整しながら、新たな通学区域を決定していきます。下の図は、今回、審議会に諮問させていただいた見直し方針の策定と見直しに伴う各学校の通学区域決定の流れをお示ししたものです。まず、左側の見直し方針については、審議会へ諮問・答申を行い策定する。このような流れで進めることとしております。

次に、右側の見直しに伴う各学校の通学区域決定は、方針に定めた再編案を基に学校運営協議会と調整します。そして、その調整を踏まえた見直し案を審議会へ諮問・答申を行い、新たな通学区域を決定するというものです。

次に、右下のページ番号4「適正な通学区域（見直しの視点等）」という資料をお願いいたします。この見直しの視点と次にご説明する見直しの流れが、本日も審議いただく内容となります。まず、適正な通学区域とするための見直しの視点です。通学区域の現状を見ても、小中学校区の分断や通学路の危険性、地域の分断や学校規模の差が課題となっております。

これらの課題を踏まえ、通学区域の見直しを進める上で、視点と留意事項を行政案として整理いたし

ました。視点の一つ目が、小中学校の連続性です。これは、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学することがないよう小・中学校の通学区域を一致させるというものです。二つ目が通学路の安全性です。これは、交通量の多い幹線道路に安全対策がなされていない場合などは、可能な限り、幹線道路による通学区域の分断を避けるというものです。三つ目が地域のつながりです。見直しによって自治会を分断しないよう通学区域を編成するというものです。四つ目が、学校規模の是正です。小規模校の是正を行うなど、可能な限り、規模の適正化を図るというものです。そして、留意事項を通学路の距離としています。既に市川市では実現しておりますが、小学校では4km以内、中学校では6km以内となるよう通学距離に留意するというものです。このように、通学区域の見直しにあたっての、視点を4つ、留意事項を1つに整理させていただきました。

次に、右下のページ番号5「通学区域の見直しの流れ」という資料をお願いいたします。

通学区域を見直す際の流れや進め方を整理する要素として、現在の通学区域がどのような考えで設定されたかという観点も重要であり、この資料では、通学区域設定時の基本的な考え方をお示しした上で、見直しの流れを整理させていただいております。本市の通学区域は、学校の設置を起点とし、学校規模や地域状況を勘案して、編成されてきました。下の表が学校設置の変遷となりまして、初めに基礎となる小学校8校が設置されました。その後、昭和20年代に小学校5校と、市川市で初となる中学校5校を設置いたしました。それ以降、人口増加に対応するため順次、小中学校を設置してきた経緯がございます。この基本的な考え方を踏まえ、行政案として見直しの流れを整理いたしました。

はじめに、小中学校の連続性の視点から、中学校ブロックを基本とし、中学校の通学区域を小学校の通学区域に合わせます。なお、義務教育学校の検討が行われている東国分中学校ブロックは、東国分中学校の通学区域をその対象となっている曾谷小学校、稲越小学校の通学区域に合わせることにします。

次に、通学路の安全性の視点から、安全対策がなされていない、または、道路の構造上の理由等により安全対策を講じることが困難な幹線道路などが通学区域を分断している場合は、通学路の距離に留意しながら、幹線道路を通学区域の境界といたします。

最後に、地域のつながりと学校規模の是正の視点から、隣接する学校が19学級を超える大規模校と過小規模校、小学校は6学級、中学校は9学級以下の学校となる場合は、規模の是正を目的に自治会単位で通学区域を編成いたします。

このように、通学区域の見直しの流れを整理させていただきました。説明は以上です。

【中嶋会長】

事務局からの説明が終わりました。ご質問、ご意見等がありましたら、よろしくお願いします。

【大塚委員】

通学区域の見直しについては、資料2、資料3でくわしく説明頂き、問題ないと思います。

【中嶋会長】

現場の立場から藤井先生どうでしょうか。

【藤井委員】

学区を考える上で、地域との連携ははずせない。子どもたちを人数だけで適当に振り分けるというのではなく、私のいる塩浜学園は塩浜地区を中心に地域の方との連携が深いので、それを踏まえた上で学

区の地域を考えていくのだと考えます。

【中嶋会長】

通学区域の見直しの視点として、小中学校の連続性、通学路の安全性、地域のつながり、学校規模の是正などといったものが挙げられますが、自治会のご意見はどうでしょうか。

【高梨委員】

自治会の中でも、学校区が分かれているので、どこからどこまでがどの学校区というのはなかなかわからない。参考資料を見るとよくわかるのですが、なかなか見ている人もいない。そういったことで自治会が学校区と関与しているということを知らない人もいます。話はそれますが、防災の関係で、同じ自治会で4つの学校に何名ずついるのかといった問題もあり、いろいろ迷いがあるのが実情です。

【中嶋会長】

是非自治会も学校の区割りの表だとかを見て、自治会に提案して頂ければいいと思います。

【高梨委員】

今回、自治会に説明するよいチャンスだと思っています。

【中嶋会長】

石原委員からは、ご意見ありますでしょうか。

【石原委員】

この会議は去年も参加させて頂いており、通学区の見直しや指定校変更制度が今の状況に合っていないのではないかと申し上げてきました。校舎の建替えを行う際において、このようなことを考えるいい時期だと考えますが、ここでいろいろな課題があると思います。

そこでこの方針を見ると課題と解決策があり、こうしていくのだと理論立てされています。わからなくなったら、ここに戻ればいいのかという話だと思いますが、こういった形で進めていくと誰しも同じテーブルで話しをするということになります。

細部については、高梨委員からも話がありましたように、大昔に学校区を作った時には防災ということが、ここまで学校に入ってきて、考えなければならない要素になるとは思っていなかったと思います。学校は避難所等になるわけで、そうするとそのことが地域コミュニティというところに入ってくるのかもしれませんが、課題というふうに考えると、もう少し大きな形として、通学区と防災を考えていってもいいのかと思います。子どもが実際に通っている学校と自治会が担当する学校が違うというのが一番困りますし、これも大きな課題なのではないかと懸念しています。

【中嶋委員】

P T Aの方からは、ご意見ありますでしょうか。

【杉谷委員】

この諮問の目的というのは、統一的な見解と手法を定めることと思っていますが、個別的にはいろいろ

ろな状況は変わらと思うので、私が気にしていたのは、網羅的に気にすべき点が出ているのかなということでした。私としては、なるほどこの点は気をつけなければいけないと思っているので、よく考えるべきことであると共感しています。一点だけ、私の子どもが新浜小学校と第七中学校に通っていたが、両方ともマンモス校で、小中学校の分断という問題がなかなか難しいのではないかと個人的には思っています。ゆくゆくは統合できればよいと思うので、この視点については賛成です。

【中嶋会長】

一番端の学校がどんどん義務教育学校になっていく状況です。生徒数の問題で高谷中学校が出ていますが、義務教育学校を進めるにはやはり市内全体そういう感覚で進めていく、たとえば義務教育学校の数は地域に何校整備するか、逆に言ったら誰でも義務教育学校に通えるような状態にしておいてその回りを整備していくというような方法も多分あるのではないのでしょうか。東国分中学校を見ますと、曾谷小学校の卒業生は特に中学指定校に流れる学校ですし、逆にいうと義務教育学校に国分小学校の生徒も流れるとかもあります。

うちのそばの二俣小学校は、一部地域、多分市内でも学区が一番多いのではないかと思います。特に京葉道路で分断されてから、特に小学校は船橋市と目と鼻の先に学校が何校もある学区でした。他にご意見等のある方お願いいたします。

【杉谷委員】

留意事項のところで通学路の距離が小学校では4 km以内、中学校では6 km以内とありますが、これは絶対大丈夫な距離ですよ。今、多分、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内の学校はないと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

市川市内においては共にありません。

【杉谷委員】

わかりました。ほぼ気にしなくてよい制約でしょうか。

【事務局】

国の方の基準として決まっているものです。将来的に統合等があった場合に、通学距離が4 km以上になる場合については、国のほうでは通学バス等を使って通学時間1時間以内という基準をつくっています。市内の場合はそれほどかからないと思いますがバスの運用等については当然考えていかなければならないと考えています。

【浅野委員】

今の通学路の距離ですが、市川市の中で一番遠い小学校や中学校はどの辺りになるのですか。

【事務局】

大町小学校の学区から柏井小学校の学区の端から端まで直線距離で概ね6 kmとなっています。

【浅野委員】

通学区域の見直し4点については、全てを網羅してやるということですか。あるいは少しでも近づくよう進めるということですか。

【事務局】

今回の諮問でご審議いただきます見直しの方針につきましては、この4点全体について総合的に勘案して原案を作っていくという形になります。但し、学校の建替え時にその原案でいけるかどうかというのは学校運営協議会と調整した部分は、この視点の中の優劣が出てくると考えております。

【浅野委員】

特に今、会長がおっしゃったように今、二俣小学校、信篤小学校、高谷中学校のところで通学路が道路で分断されてしまうところは、課題になると思いますので、少しでも近づくのであれば、優先的にお願いしたいと思います。

【中嶋会長】

特に市境、国分川沿いが一部松戸市に接しており、二俣あたりは開発の段階で歯が抜けたような状態になっており、船橋市に移管したほうがよいのではないかと思います。通学区域の見直しについて、何かつけ加えることがあればお願いします。

【石原委員】

資料4ページの見直しの視点と5ページ見直しの流れについてお尋ねしたいことがあります。方針についてはよくわかりました。視点1の小中学校の連続性が小中の一貫というところにも直結するわけですから、非常に重要ということわかります。私もそう思います。視点2通学路の安全、視点3地域のつながり、ここに防災ということも入ってくるでしょう、そして視点4学校規模の是正、これは指定校変更と大きな関りがあります。指定校変更を許可しておいて学校規模が少なくなっているところがあるので、これは是非やって頂きたいと思います。

5ページの通学区域の見直しの流れのところですが、視点1、2、3、4とあり、視点1の連続性についてでは、「中学校ブロックを基本とし、中学校の通学区域を基礎となる小学校の通学区域に合わせる」と明言されていますが、これがなかなか難しいと強く思うところであります。特に国分小学校などは、東国分中学校にも入っていますし、第二中学校にも入っていると思います。かなり細かく分かれてしまうような記憶があります。これがこのように文章として書かれると非常に重いのではないかと思います。

続いて、「義務教育学校の検討が行われている東国分中学校ブロックは、東国分中学校の通学区域をその対象となっている小学校の通学区域に合わせる」とありますが、今の東国分中学校の側から行きますと曾谷小学校の半分、国府台小学校の半分、中国分小学校の半分、そして稲越小学校があります。中学校を基本とするということは分断される小学校はそのままということになるのか、その辺りはどのように考えているのかお伺いしたいと考えます。

【事務局】

最初のご質問の、文章として重いということであれば、「～を原則とする」とか「～を基本とする」

という形で修正してまいりたいと考えます。2つ目のご質問については、まさにこの審議会でご審議頂く内容となっております。今後見直しの視点や流れに沿って原案が作成された時に、その原案の中では是非ご審議頂くというふうに考えております。

【石原委員】

ということは、今回の方針や全体像がよしとなった時に、原案としてはこのようになるというものを事務局で作成してもらい、それをまた審議会のほうにご提出いただき審議していくという流れで、2年間かけて作り上げていくという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

おっしゃる通りです。

【中嶋会長】

今後学校とのやりとりを整理し、いろいろな問題が出てくるとは思いますが、十分に協議しながら進めていただければと思います。その他にご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、通学区域見直しの視点と流れは、概ね行政案として示されたものとするということをお願いします。

次に議題（１）④宮田小学校 建替えに関する基本構想等の策定スケジュール、⑤宮田小学校の通学区域の見直し（第一次答申）までの流れ、について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議題（１）④⑤宮田小学校の通学区域の見直しについて説明させていただきます。右下のページ番号6「宮田小学校 建替えに関する基本構想・基本計画の策定スケジュール」という資料をお願いいたします。

公共施設の管理や更新については、平成28年3月に公共施設等総合管理計画、本年4月に公共施設個別計画を策定し、具体的な整備手法やスケジュールを決定いたしました。その中で学校施設については、建物の老朽化や将来的な児童生徒数の減少に対応するため、計画的な建替えを進めることとしております。宮田小学校については、最も古く建てられて学校であることから、一番目に建替えを行うこととしております。現在、建替えに向け、基本構想・基本計画の策定作業を進めており、令和2年度中の策定を目指しております。基本構想・基本計画は、主に左側の列のカッコでお示ししたコンセプトや諸室計画、配置・ゾーニングといったもので構成されており、そのうち、配置・ゾーニングにおいて、建替え後の学校規模を決定することとなります。学校規模は、児童生徒数を踏まえ計画することとなりますので表の一番下の配置・ゾーニングを確定する12月には、一番上の学区を決定する必要があるございます。

次に、右下のページ番号7「宮田小学校の通学区域を見直す場合の流れ」という資料をお願いいたします。宮田小学校の通学区域の見直しについては、これまで、当審議会でご意見をいただきながらその検討を進めてまいりました。

本日、審議会において、適正な通学区域とするための見直しの視点と見直しの流れについて決定していただきましたので、それを基に、宮田小学校の通学区域について再検討させていただきます。この資料は、再検討の結果、見直しが必要となった場合の流れとスケジュールを整理させていただいたもので

す。見直しの流れについては、審議資料1で一般的なものをご説明しましたが、宮田小学校の通学区域の見直しについては、見直し方針の策定と並行して進める必要があることから若干異なる流れで進めることとなります。まず、流れを図でお示ししております。①の本日、審議会で諮問をし、決定いただいた見直しの視点と流れに基づき、宮田小学校の通学区域の再編案を検討し、それを審議会にご提示します。通学区域の見直しが必要な場合は、③の学校運営協議会へ再編案を提示し、ご意見をいただき、再度、当審議会へ学校運営協議会の意見を踏まえた再編案を提示し、宮田小学校の通学区域の見直しについて、第一次答申をいただく、このような流れで見直しに伴う新たな通学区域を決定していきたいと考えております。具体的なスケジュールは、本日の審議会で諮問し、見直しの視点と流れを決定していただきました。それを基に、再編案を提示させていただきます。これは8月の下旬から9月の上旬を予定しております。通学区域の見直しを行う場合は、9月～10月にかけて学校運営協議会との調整を行い、その結果を10月の下旬頃に当審議会へご提示し、第一次答申をいただきたいと考えております。そして、定例教育委員会で議決し、12月に宮田小学校の新たな通学区域を決定する。このようなスケジュールで宮田小学校の通学区域の見直しを進めてまいりたいと考えております。説明は以上です。

【中嶋会長】

今、事務局から宮田小学校の建替えに伴う通学区域の見直しの説明がありました。何かご質問がありましたらお願いします。一番気になるのが、小中の一貫ということで、中学校も含めた検討をしていった方がよいのではないかと思います。その他意見がありましたら、お願いします。

【杉谷委員】

通学区域の見直しのところですが、建替え中、児童は通学をしているのですか。

【事務局】

現在の校舎で子供たちは学びながら、校庭のあいているところに校舎を建てるので通学はしています。

【杉谷委員】

暫定的なものを決めてそれから最終的なものを決めるのではなく、最終的なものを決めるということですか。

【中嶋会長】

中学校の学区ということは、宮田小学校に今行っている子は建替え前だから、そのままの学区になりますか。

【杉谷委員】

建替ったあとのことを、ここで決めるのですか。

【中嶋会長】

結局、建替える前に、予定だと市川の南側のある程度の宮田小学校について近いとか遠いなどのいろいろな意見が出ていますが、その部分も今度中学校はどこに行くのかということになります。

【事務局】

さきほどの4つの視点に沿って、中学校も小学校も同じ視点で整備してまいりますので、宮田小学校が決まって中学校が何かの影響を受けるということではなく、全体的に同じ視点で整備をしていくという形で考えています。ただ、宮田小学校だけは、建替えの時期等がありますので、本来は2年間かけた全体の方針のなかで宮田小学校を検討頂くのが本来ではありますが、建替え時期の関係から宮田小学校だけは、特別先にご審議いただくという位置づけになっています。

第一中学校、大洲中学校ありますが、これらを含めて視点に沿って宮田小学校の学区の再編案をご提示していくということになります。

【田中委員】

宮田小学校は一貫校にはならないということですね。

【事務局】

義務教育学校の設置に関する方針というのがありまして、その中では条件が整ったところから義務教育学校の設置を進めると書かれています。条件につきましては、学区の位置ですとか学校の規模や建替えの見通し等ありまして、宮田小学校については、現在このような条件に当てはまらないというような整理をしています。

【石原委員】

ご説明頂いた宮田小学校の見直しの方針が資料7ページにありますますが、ここに、①見直し方針を諮問、②再編案提示と書かれていますますが、今日は再編案の提示はないということですね。今、この場では、このやり方でいいですか、ということをお話しているのですよね。そうすると再編案が出されるのはいつになりますか。

【事務局】

次回になります。7ページの表でいうと8月になります。宮田小学校の再編案といって現状の場合もありますし、新しい形になる場合もあります。

【石原委員】

通学区域がわかりやすく示されている参考資料No.6 小・中学校の通学区及び幹線道路の図を見ますと、第一中学校と大洲中学校が一番左側にあって、総武線のところで宮田小学校が南側にあります。市川小学校の左側の南部分がオレンジ色になっている所については、去年10月の学区審では、ここを宮田小学校に入れていこうという案をご提示いただいたと記憶しています。

だからそのようにするのか、あるいは今日お示し頂いた案でいくと中学ブロックに合わせるということですから、市川小学校のブロックのオレンジ色は宮田小学校に入れないで、そのままにしておくという方向でいくのか、ということをお次回ご提示頂き審議するというになりますでしょうか。

【事務局】

そうです。

【石原委員】

わかりました。

【中嶋会長】

宮田小学校の通学区域の見直しについて、方針がこの8月にある程度出るということです。当然、自治会にもこういう話がいくと思いますが、地元の自治会には話はいつているのですよね。

【事務局】

見直しの再編案については方針が決まっていないので、自治会にはまだ話はしておりません。

【中嶋会長】

今年中にいろいろとやらなければならないことがあると思いますが、引き続きよろしくお願いします。それでは次の議題にいきたいと思います。次に議題（２）（３）（４）について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。それでは初めに、今年度令和２年度新入学と昨年度令和元年度在学年の、市川市の小学校、中学校、及び義務教育学校の、指定学校変更及び区域外就学について、議題２と議題３を合わせてご報告いたします。報告のポイントを８ページ「令和２年度入学 及び 令和元年度在学年 児童生徒の指定学校変更について」にまとめましたので、ご覧ください。

市内には、小学校３８校・中学校１５校、義務教育学校１校があります。指定された学校以外からの受入れは、教室の数や給食の調理数を含めて、上限の設定をしています。その上限などを設定している学校を制限校と言います。

今年度、制限校の中で、上限設定をした学校は、八幡・宮田・富貴島・鬼高・信篤・富美浜・行徳・妙典小学校８校と、第一・第二・第三・第四・第六・第七・福栄・妙典中学校８校でした。また、１の米印にあります市川小学校と新浜小学校は、余裕教室などが全くないため、さらに指定学校変更の制限を強め、既に兄や姉がいる児童のみに限り、指定学校の変更を承認しております。そして、次の米印にあります大和田小学校は、校舎を増築したため、指定学校変更の受け入れ体制が可能となった学校です。

次に、今年３月にご承認いただいた、指定学校変更の許可件数でございます。７ページ１の２つ目の丸印となっております。令和２年度の新１年生の指定学校変更の許可をした件数は、小学校が４４７名、中学校が５１２名でした。今年度小学生が３，６２６名入学しました。そのうち、４４７名の指定学校変更があり、小学校入学者全体の約１２％となっております。中学生は３，２２５名入学しました。指定学校の変更を行った人数は、５１２名となっており、中学校入学者全体の約１６％でした。

９ページには、小学校と中学校の位置を示し、かつ制限校に色を付けた地図になります。それぞれの学校の位置をご確認して頂けたらと思います。１０ページ「指定学校変更許可件数」の表は、過去１０年間の指定学校変更と区域外就学の許可件数を表したものでございます。小学校も中学校も例年、４００～５００名ほどとなっております。また、その下の表は、「区域外就学許可件数」となります。区域外就学とは、市外にお住まいの方が特別な事情により、市川市立小中学校及び義務教育学校を希望し、教育委員会に申請することです。今年度の新入学者は、市外からの希望はございませんでした。

続きまして、11ページは学校間の指定学校変更の状況を表した表となります。

表の見方ですが、表上の縦に書かれている学校が指定学校で、横に書かれている学校が指定学校の変更を希望する学校を示しています。例えば、11ページの表は小学校ですが、1市川小学校の下を見ていくと、2真間小学校の部分が「3」とあり、「市川小学校の学区から真間小学校の学校に3名行った」という意味になります。市川小学校の一番下の「29」という数字が合計になり、市川小学校から、私立学校8名を含む29名が他の学校に変更したことを示しております。横に書かれている市川小学校を右に進むと、宮田小学校の場所に「4」とあります。それは、「市川小学校に宮田小学校の学区から4名入ってきた」という意味になります。横にかかっている市川小学校の列を右に見ていきますと「6」という数字が出ております。それは、市川小学校に他の学校の学区から6名入ってきたということを示しております。縦に書かれている市川小学校の一番下の「-23」という数字は、市川小学校に入ってきた6名より、市川小学校から他校や私立学校に入学した29名を差し引いた-23名が、指定学校の変更の数値になり、市川小学校の本年度入学においては、指定学校変更により「23名減少」したことを下に示しております。

次に、13ページをご覧ください。指定学校の変更の主な理由について、ご報告いたします。指定学校変更の許可基準表は、全部で12項目になります。8ページの「児童生徒の指定学校変更について」にお戻りいただきたいと思います。今年度の入学者で小学校の指定学校変更を希望した主な理由としましては、

- ・基準10 兄弟一緒の学校に就学させたい… 187件（約42%）1／2弱
- ・基準9 希望する学校が指定された学校よりも近い… 114件（約25%）1／4
- ・基準8 園の友達がいる学校のため… 95件（約21%）1／5

中学校の指定学校変更を希望する主な理由としましては、

- ・基準8 小学校の友達がいる学校のため… 237件（約46%）1／2弱
- ・基準9 指定された学校より近い… 143件（約28%）1／3
- ・基準11 希望校の受入れ体制が整い通学可能のため… 58件（約11%）1／10

となっております。小・中学校、義務教育学校ともに、ほぼ例年と同様の理由となっております。

また、14ページは「新入学児童の指定学校変更の理由別の人数の分布データ」でございます。続きまして、15ページをご覧ください。先程ご説明させていただきました区域外就学の許可基準になります。市外からの通学になりますので、そこに書かれている添付書類が必要となります。令和2年度の申請はございませんでした。

続いて、平成31年度 在学年児童生徒の指定学校変更の状況について、ご報告いたします。8ページにお戻りいただきたいと思います。8ページの2 になります。こちらは、小学校1年生から6年生、中学校1年生から3年生までの在学年児童生徒の平成31年度 1年間の指定学校変更につきまして、昨年度の通学区域審議会の答申に基づき、許可した件数となります。割合としましては、小学生が21,644名中、変更した件数は、357件で全体の約1.6%、中学生は9,309名中、変更した件数は、98件で全体の約1.1%となります。

小学校1年から6年生までの、在学年児童の指定学校変更の主な理由としましては、その大半が、年度途中に、隣接している学区等に転居した場合でした。保護者や児童生徒は、そのまま継続して「今までの学校に通いたい」という希望があります。指定学校変更許可基準ですと5番の理由に該当して、291件 約82%となっております。中学校の1年から3年生までの、在学年生徒の指定学校変更の主な理由も、小学校と同様、従前の学校に通いたいという5番の事由であり、75件 約77%となっ

ております。16 ページが小学校の在学年児童について、17 ページが中学校の在学年生についての申請件数と学校間の出入りのデータの表となります。また、18 ページは、それぞれの指定学校変更の理由別の人数の分布データとなります。

最後に8 ページの3 番は、昨年度1 年間の小学校と中学生の「区域外就学」についてです。市内全体の割合としましては、小学生21,644 名の中、70 件で全体の約0.3%、中学校が9,309 名の中、56 件で全体の約0.5%となります。小学生の主な理由としましては、年度途中、市川市外へ転居したため、学期末、または卒業学年の場合は卒業まで、引き続き市川市内の学校へ通学したいという理由51 件 約73%となっています。また、近い将来市川市に転居する予定で、住民票が異動する前に市川市の学校に事前に通学したいという理由が11 件で約16%でした。中学校も、小学校と同様、引き続き市川市内の学校へ通学したいという理由が20 件 約36%でした。また、市川市には、国立国際医療研究センター国府台病院に入院し児童生徒が通う院内学級があります。院内学級に通うためには、市川市外にお住まいの方は、区域外就学の申請をします。理由としましては12 番「その他」となり、平成31 年度は34 件 約61%でした。19 ページの表とグラフは、昨年度1 年間の小学生と中学生の区域外就学の申請の理由別データとなります。

また、今年1 月から新型コロナウイルス感染症に対応する文書が文部科学省から配付されました。「中国から帰国した児童生徒等への対応に関する学齢簿の取扱いについて」記載されていたことは、①学籍が二重になってもよいこと ②編入学で学籍を置けば教科書が支給できる旨が通知されていたので、保護者に詳細を説明し、どのようにするのか、相談しながら進めました。その結果、小学校は、16 ページの区域外就学 就学願20 名の内13 名、中学校は11 名の就学願の内3 名が、市内の学校に編入学しました。

以上、平成31 年度新入学児童生徒、及び、平成30 年度在学年児童生徒の指定学校の変更と区域外就学の状況について、合わせてご報告いたしました。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【中嶋会長】

ありがとうございました。それではご質問等ありましたらお願いいたします。

【鈴木委員】

指定外学校変更についてあまり知らなかったが、12 ページの中学校指定校変更の表の一番下のところに純増数というのがあり、マイナスの数字になっていますが、その理由が、たとえば14 ページの上の表の変更申請理由表の中学校の欄を見ますと、距離が近い、友人関係というのがあります。

こういったところに、先ほどの学区のところで学区割りが遠いからこちらの学校に行きたいということで、学区の見直しについてもこういう学校についてはもっと考えていくという考え方でよろしいですか。

【事務局】

指定校変更については、隣接している学校ということが条件になってくるので、学校が足りないところを含めて、そういうところに配慮していくということになります。

【鈴木委員】

わかりました。

【中嶋会長】

難しいですね。学校によっては中学の1クラス、2クラスがまともにいなくなるような移動をするという、ただ学区を指定している部分で、地域性とか、もうそれこそこういう単位で指定している部分が多いので、そのへんを考慮しながら見直しとかをして頂ければと思います。

後はよろしいでしょうか。

【石原委員】

区域外就学で外国人の子どもをカウントしているという話でしたがどこでわかりますか。

【事務局】

小学校でいうと16ページの下の表《区域外就学、その他》の中の就学願の合計が20となっており、新型コロナウイルスの影響で20名のうち13名が戻ることができずに受け入れました。中学校でいうと17ページの下の表《区域外就学、その他》の中の就学願の合計が11となっており、そのうちの3名がもどることができませんでした。他の子供に関しては事前転入や住民票の異動ができないという理由で受け入れました。

【中嶋会長】

よろしいでしょうか。ほかに何かありますでしょうか。それでは議題（4）指定学校変更申請について説明をお願いいたします。

【事務局】

はい、議長。来年度の指定学校変更申請についてご説明させていただきます。

今年度も10月下旬に「入学通知書」の発送をいたします。それに準じて、「指定学校変更の変更申請」期間は、11月7日～28日とし、いつもより長い期間を設定していきます。また、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、三密を防ぐためにも、申請用紙のダウンロードや制限校以外の指定学校変更申請については、郵便による申請方法も検討していきます。

申請方法の期間等の変更につきましては、各学校へはもちろん、9月上旬にWebサイトに掲載をし、小学校新1年生は、公立私立民間を問わず園に、中学校新1年生は、小学校6年生の全家庭に文書を配付したりして、周知していきます。

【中嶋会長】

指定校変更申請についての説明がおわりました。これについてご提案等ありますでしょうか。また議題（1）から（4）までの全体でご意見ありましたらお願いします。ないようでしたら、特に議題（1）については、皆さん方はそれぞれの各団体の代表でいらしているわけですから、各団体の会議においてご意見等もらって次の審議会ですべての提案がなされればと思います。資料等がほしければ、事務局に言えばもらえますよね。

それでは議題の審議を終了しますが、最後に8その他ということで何かありますでしょうか。

【石原委員】

いただいた資料の中に小中学校の児童数、学級数推計というのがあり、この表を見ると、児童数、生徒数も相当増えた推計になっています。市川小学校を見ても令和2年度は677人なのに令和8年度に

は9 4 6人になっており、だいたい他の学校もほぼ同様に増えています。全校の合計数も令和2年度は2 1, 4 7 5人が令和8年度には2 4, 2 3 0人となり約3, 0 0 0人増えています。中学校を見ても同様に約1, 0 0 0人増えています。この数字は市川市で共有しているものですか。

【事務局】

この数字は現在、その地区にお住まいの方、学年ごとに分けたものに関しまして、同じデータを反映させて作ったものです。なので、市川市の0歳児から15歳児までのデータを入れてありますが、転出入についてはうまく反映していない部分があり、現在の段階での人数で作っています。

【石原委員】

聞きたいのは、市川市としてはこうなっていくのだという数字であるかということです。この数字は街づくり部では承知はしているのですか。

【鈴木委員】

生徒数までは把握していません。人口については国勢調査もありますが、そのようなデータをもって、今後企画部門が人口推計の数字をつくるときいています。

【石原委員】

ということは、この数字は義務教育課としての数字ということですか。

【事務局】

数字は市民課からもらっています。

【石原委員】

いろいろところで推計の数字をつくっているのですか。

【事務局】

市で共有している数字は、平成27年度の人口推計に基づくまち・ひと・しごと(企画課事業)のほうで作ったものを市で共有しています。年齢別に作ったものは、翌年または数年後の教室数を算出して、教室数が足りるのか足りないのかの判断をするために、現在の子ども数をもとに6年後まで推計しています。

【石原委員】

話はよくわかりました。なぜかといえば、出されている推計でいえば、平成27年度では大幅に減っているはずなのです。これだけ増えていくのだという数字のものと、共有されているのかなということでお伺いしたわけです。これが固まらないといろいろなことができないわけですから、これについてはまた別の機会に伺うことにします。

【米崎委員】

道路部からは2点確認したいことがあります。1点目は、審議資料の4ページに幹線道路が図示され

ていますが、国道１４号も視野に入れているということによろしいでしょうか。２点目は審議資料４ページ、視点２で「幹線道路に安全対策がなされていない場合などは、可能な限り、幹線道路による通学区域の分断を避ける、」とありますが、審議資料５ページの視点２には「安全対策がなされていない幹線道路などが通学区分を分断している場合は、通学路の距離に留意しながら、幹線往路を通学区域の境界とする。」とあります。この２つの表現をもっとわかりやすくした方が理解しやすいのではと感じました。

【事務局】

１点目のご質問ですが、国道１４号線も入ります。２点目については見直します。

【中嶋会長】

表現についてはわかりやすい表現にしてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。後はよろしいでしょうか。いろいろなご意見をいろいろな団体から出して頂きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。次回の審議会の予定はどうなりますか。

【事務局】

次回は８月を予定しております。議題は「宮田小学校の通学区域の見直し」です。詳細については事務局のほうからのちほどご連絡させていただきます。

【中嶋会長】

これをもちまして、令和２年度第１回通学区域審議会を終了いたします。

令和２年７月２２日

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会

会 長 中 嶋 貞 行